

利根沼田新ごみ処理施設整備基本計画策定
及び事業方式検討（P F I 等導入可能性調査）
業 務 委 託

公募型プロポーザル方式実施要領

令和6年3月

利根沼田広域市町村圏振興整備組合

本プロポーザルは令和6年度契約に係る準備行為です。

1 目的

本要領は、利根沼田広域市町村圏振興整備組合（以下「本組合」という。）が、令和5年度に策定した利根沼田ごみ処理広域化基本構想を踏まえて、整備を予定している「エネルギー回収型廃棄物処理施設」及び「マテリアルリサイクル推進施設」で構成される新たなごみ処理施設（以下「新ごみ処理施設」という。）に関する施設整備基本計画の策定並びに本組合が計画する新ごみ処理施設の整備及び運営に関し、最適な事業方式を選定する調査を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、業務に対する実績、経験、技術力等を有し、最も適格と判断される事業者を選定するため必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 業務名： 利根沼田新ごみ処理施設整備基本計画策定及び事業方式検討
（PFI等導入可能性調査）業務委託
- (2) 業務場所： 沼田市内
- (3) 業務内容： 「利根沼田新ごみ処理施設整備基本計画策定及び事業方式検討
（PFI等導入可能性調査）業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。
- (4) 履行期間： 契約締結日から令和9年3月19日まで
- (5) 見積金額の上限： 33,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 本組合競争入札参加資格者名簿（設計・測量・コンサル等）に登録があり、業務種類の欄に「土木関係コンサルタント業務（廃棄物部門）」の記載がされている者。
- (2) 公告日から過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）の施設整備基本計画策定業務及びPFI等導入可能性調査業務を元請けとして完了した実績をそれぞれ1件以上有すること。
- (3) 廃棄物担当従業員が20名以上在籍していること。
- (4) 技術士資格のうち、次のいずれかを有する者が5人以上在籍していること。なお、令和元年度の制度改正による旧部門名（廃棄物管理・廃棄物管理計画等）を含むものとする。
ア 総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物・資源循環
イ 衛生工学部門－廃棄物・資源循環
- (5) 廃棄物関連施設に係る技術的知識と十分な経験を有する資格を持つ技術士をそれ

ぞれ配置できること。(公告日現在1年以上の雇用関係にある者に限る。)

ア 管理技術者

技術士【総合技術監理部門(衛生工学-廃棄物・資源循環)又は衛生工学部門(廃棄物・資源循環)】の資格を有すること。また、公告日から過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設)に係る施設整備基本計画策定業務及びPFI等導入可能性調査業務を管理技術者として完了した実績を有すること。

イ 照査技術者

技術士【総合技術監理部門(衛生工学-廃棄物・資源循環)又は衛生工学部門(廃棄物・資源循環)】の資格を有すること。また、公告日から過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設)に係る施設整備基本計画策定業務及びPFI等導入可能性調査業務を照査技術者として完了した実績を有すること。

- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (7) 本組合及び構成市町村(沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町)において指名停止期間中でないこと。なお、公告日から企画提案書の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをされている者でないこと。
- (10) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをされている者でないこと。

4 日程

本プロポーザルの日程は以下のとおりとする。なお、発注者の都合により予定を変更する場合がある。

No.	実施内容	日程
1	実施要領・仕様書の公告日	令和6年3月14日(木)
2	参加表明書等の提出期限	令和6年3月26日(火)
3	質問票の受付期限	令和6年3月26日(火)
4	企画提案書等の提出期限	令和6年4月12日(金)
5	企画提案審査(プレゼンテーション)	令和6年4月16日(火) 予定
6	企画提案審査結果通知	令和6年4月中旬

5 参加表明書等の提出について

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 会社概要書（様式2）
- ウ 会社業務実績表（様式3）
- エ 業務実施体制図（様式4）
- オ 配置予定技術者調書（管理技術者）（様式5-1）
- カ 配置予定技術者調書（照査技術者）（様式5-2）

(2) 提出部数

社判及び代表者印を押印した正本を1部提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は配達証明付書留郵便とし、3月26日（火）必着とする。なお、郵送の場合は、事前に郵送提出の旨を本組合に連絡すること。

(4) 提出期限

令和6年3月26日（火）午後5時まで（必着）

(5) 受付時間

午前9時から午後5時まで（土日祝を除く。）

(6) 提出先

P7 15 問い合わせ先のとおり。

6 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

実施要領又は仕様書への質問は、質問票（様式6）を1部提出すること。なお、参加申込者以外からの質問は受け付けない。

(2) 提出方法

郵送又はメールにより提出すること。メールで提出する場合は、メールの件名を「(事業者名・質問) 新ごみ処理施設基本計画策定等業務委託」とすること。

(3) 提出期限

令和6年3月26日（火）午後5時まで（必着）

(4) 受付時間

午前9時から午後5時まで（土日祝を除く。）

(5) 提出先

P7 15 問い合わせ先のとおり。

(6) 回答方法

提出された全ての質問について取りまとめ、メールにより参加申込者全員に回答

する。

(7) その他

郵送又はメール以外の方法による質問や、実施要領及び仕様書の内容以外の質問は受け付けない。

(8) 全ての質問について、質問を提出した事業者名は公表しない。

7 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式：A4版10ページ以内）

企画提案書の内容は、仕様書を十分に踏まえ、実施方針、実施体制、実施方法等を記載すること。なお、参加者が責任をもって必ず履行できるものとする。

イ 業務工程表（任意様式）

(ア) 本業務の履行期間における業務工程表及び新ごみ処理施設の供用開始までのロードマップを作成すること。

(イ) 施設整備に必要となる調査及び手続（基本計画等に係るパブリックコメント、説明会、各種縦覧、都市計画手続など）を網羅し、それぞれの関連性及び事務フローが分かるよう工夫して作成すること。なお、都市計画の手続については、令和8年度から令和9年度の間での実施を原則とする。

(ウ) 参加者のノウハウや経験を踏まえ、丁寧かつ円滑な事業化に向けたロードマップを熟慮すること。

ウ 見積書（様式7）

(2) 提出部数

社判及び代表者印を押印した正本を1部提出すること。

また、副本（押印不要）を10部提出すること。副本には、社名など提出者を判別できる記述は使用しないこと。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は配達証明付書留郵便とし、4月12日（金）必着とする。なお、郵送の場合は、事前に郵送提出の旨を本組合に連絡すること。

(4) 提出期限

令和6年3月27日（水）から4月12日（金）まで（必着）

(5) 受付時間

午前9時から午後5時まで（土日祝を除く。）

(6) 提出先

P7 15 問い合わせ先のとおり。

(7) その他

- ア 提出期限内に提出書類等の提出がない場合又は不足がある場合は失格とする。
- イ 提出された書類は返却しない。

8 審査方法

選定については、候補者審査委員会が評価基準（別表）により審査をして評価順位を確定する。本事業に最も適した参加者を契約候補者として、次点の参加者を次点者として選定する。

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書等の提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価基準に基づき審査を行う。

ア 日時

令和6年4月16日（火）（詳細は、参加者に対して別途通知する。）

イ 場所

上記通知に記載する。

ウ 説明者

5人以内

エ 時間

40分（プレゼンテーション20分、ヒアリング20分）以内とする。

オ 留意事項

- ア) 会社名を伏せて審査するので、プレゼンテーションの資料に会社名等は記載しないこと。また、会社名が特定できる言動は行わないこと。
- イ) プレゼンテーションに当たってパソコン、プロジェクター等の使用を認める。
- ウ) プロジェクター及びスクリーンは本組合で用意する。
- エ) プレゼンテーション及びヒアリングは、参加者の独自のノウハウに関する内容が多く含まれるため、非公開で実施する。

(2) 参加者が1者の場合の取り扱い

参加者が1者のみの場合でも審査を行い、候補者審査委員会において契約候補者としての適否を審査する。

9 審査結果通知及び公表

本プロポーザルの審査結果については、契約候補者名のみ参加者全員に通知するとともに、本組合のホームページで公表する。

10 契約の締結

契約候補者と業務内容、契約金額、企画提案内容等について協議を行い、協議が整ったとき、契約を締結する。協議が整わないときは、次点者と同様の協議を行う。契約手続については、本組合契約規則（平成19年規則第4号）によるものとする。

11 契約保証金

契約保証金は契約金額の100分の10を徴収する。ただし、留意事項は次のとおりである。

本組合契約規則の定めによる有価証券の提供、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。又、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

12 支払条件

- ・前払なし
- ・部分払あり（2回）

13 提出書類の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 本実施要領及び仕様書の条件を満たさないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (6) 審査委員に対する働きかけがあったと本組合が判断した場合。
- (7) 著しく低い金額での提案によって公正な競争が困難と認められる場合。
- (8) 上記各号に該当するほか、プロポーザル等の中で著しく信義に反するものと審査委員又は本組合が認める場合。

14 その他の留意事項

- (1) 参加表明書等を提出した後に辞退する場合は、「辞退届（様式8）」を組合に提出すること。
- (2) 参加者は、本件に関して本組合が提供した情報等を本件の提案以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じなければならない。なお、提案が採択されない場合においても同様の扱いとする。
- (3) 提案に要する一切の費用は、全て参加者の負担とする。

- (4) 参加表明書等の提出書類は、提出後の内容の追加や変更は原則として認めない。
また、配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者の変更は、特別な場合を除き認めない。
- (5) 提出した参加表明書等は、本組合情報公開条例（平成28年条例第3号）に基づく公文書として取扱うものとし、開示請求があった場合は、参加者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、公表の対象とする。
- (6) 企画提案に関する著作権については、提案者に帰属するものとする。ただし、契約候補者として特定された企画提案及び成果品の著作権については、本組合に帰属するものとする。
- (7) プロポーザルに参加することにより知り得た事項については、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。
- (8) 審査結果に対する問い合わせ、異議申立ては受け付けない。

15 問い合わせ先

利根沼田広域市町村圏振興整備組合 一般廃棄物処理推進室

郵便番号 378-0051

住 所 群馬県沼田市上原町1801番地2 利根沼田文化会館2階

電話番号 0278-22-3202

FAX 番号 0278-22-3203

メー ル gomikouikika@mail.oze.or.jp

(別表)

評価基準

評価項目		評価事項
事業者の 適 格 性	企業の業務実績	業務実績は十分か
	管理技術者の業務実績	業務実績は十分か
	照査技術者の業務実績	業務実績は十分か
提 案 書 内 容	実施方針	業務の目的を達成するための実施方針について具体的な手法が提案されているか
	実施体制	人員配置、管理体制が適切であるか
	工程計画	適切なスケジュールが作成され、確実な業務の遂行が見込まれるか
	業務内容の理解度	本地域の現況を把握しており、当該業務の目的、条件、内容の理解度が高いか
	実施手法柔軟性	住民要望等による手法の柔軟な対応力があるか
	提案内容の妥当性	提案内容が的確であるか 提案に独自性や工夫等が認められるか
経 済 性	見積金額	見積金額は妥当か
プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン	資料作成能力	提案資料は分かりやすく、説得力があるか
	説明能力	提案内容について、知識及び説明能力があるか 質問に対する対応は明快かつ適切か 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されているか
	提案意欲	業務に取り組む積極性が感じられるか
合計		